

広告

①相続時精算課税に年110万円の基礎控除が創設され、この控除額は相続税の課税価格に合算されません。②相続時精算課税適用の贈与により取得した土地・家屋が災害により被害

③相続・贈与一体課税への流れにおいて、相続対策への影響はありますか。

④空き家の譲渡所得に係る特別控除については、耐震改修又は除外の要件を緩和して、譲渡の翌年に買手が実施した場合にも特例適用を認めることになりました反面、空き家を取得した相続人数が3人以上の場合は1人当たりの控除額が3000万円から20000万円に減額されました。空き家の増加を防止する政策目標と過度な節税の抑止という二重の目的を持つた改正と考えられます。

マンションの大規模修繕工事に係る固定資産税の減額措置については、マンションの長期意形成を後押しする措置として設けられたものであり、1年限りの減額措置であること、管理組合による積立金増額と工事実施、市町村による管理計画認定等を前提としていることから考えて、個人の資産課税に対する節税には結び付きにくいと思われます。

⑤空き家の譲渡所得に係る特別控除と、読者が知つておくべき点について教えてください。

空き家の譲渡所得に係る特別控除については、耐震改修又は除外の要件を緩和して、譲渡の翌年に買手が実施した場合にも特例適用を認めることになりました反面、空き家を取得した相続人数が3人以上の場合は1人当たりの控除額が3000万円から20000万円に減額されました。空き家の増加を防止する政策目標と過度な節税の抑止という二重の目的を持つた改正と考えられます。

マンションの大規模修繕工事に係る固定資産税の減額措置については、マンションの長期意形成を後押しする措置として設けられたものであり、1年限りの減額措置であること、管理組合による積立金増額と工事実施、市町村による管理計画認定等を前提としていることから考えて、個人の資産課税に対する節税には結び付くにくいと思われます。

⑥不動産に関する税制改正のポイントと、読者が知つておくべき点について教えてください。

空き家の譲渡所得に係る特別控除については、耐震改修又は除外の要件を緩和して、譲渡の翌年に買手が実施した場合にも特例適用を認めることになりました反面、空き家を取得した相続人数が3人以上の場合は1人当たりの控除額が3000万円から20000万円に減額されました。空き家の増加を防止する政策目標と過度な節税の抑止という二重の目的を持つた改正と考えられます。

マンションの大規模修繕工事に係る固定資産税の減額措置については、マンションの長期意形成を後押しする措置として設けられたものであり、1年限りの減額措置であること、管理組合による積立金増額と工事実施、市町村による管理計画認定等を前提としていることから考えて、個人の資産課税に対する節税には結び付くにくいと思われます。

⑦不動産の相続にまつわる注意点や、不動産を相続税対策に活用する方法などについて、ランドマーク税理士法人代表の清田幸弘氏にポイントを聞きました。

資産家だけでなく中間層も相続税の課税対象になる例が増えています。一般的に相続財産の多くを占める不動産は評価が分かりにくく、分割が難しいためトラブルの原因になりやすいものです。不動産の相続にまつわる注意点や、不動産を相続税対策に活用する方法などについて、ランドマーク税理士法人代表の清田幸弘氏にポイントを聞きました。

評価が分かりにくく、分割が難しいためトラブルの原因になりやすいものです。不動産の相続にまつわる注意点や、不動産を相続税対策に活用する方法などについて、ランドマーク税理士法人代表の清田幸弘氏にポイントを聞きました。

路線価から考える 相続対策



2023年2月21日発売

【改訂2版】
相続専門の税理士、

父の相続を
担当する

ランドマーク税理士法人 代表税理士
立教大学大学院 客員教授
清田 幸弘 著

ランドマーク税理士法人グループとして14の本支店を運営。相続に関する相談24,000件超、相続申告件数7,000件超と全国トップクラスの実績を持つ。相続実務のプロフェッショナルを育成するために「丸の内相続大学校」を開校し、後進の育成を通じて業界全体の底上げに貢献している。

税理士などに依頼し、適正な試算・対策を

の提出期限も令和6年3月31日までとされています。「事業承継計画」はいざれも都道府県知事の認定を受ける必要があり、手続きには日時を要すると考えられますので、早期に計画策定等に着手する必要があります。



お問い合わせ先

TEL.0120-48-7271

<https://www.landmark-tax.com/>

ランドマーク税理士法人

検索



ランドマーク税理士法人 定例セミナー

【相続税】税務調査の実態 要予約

税務調査の基礎知識からチェックされるポイントまで分かりやすく解説します。

開催日時: 7月25日(火)・セミナー 14:00 ~ ・個別相談 15:00 ~

会場: ランドマーク税理士法人 新横浜セミナールーム

横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル6階

